

令和4年度（2022年度）
日野市行政評価結果報告書

令和5年（2023年）3月
日野市

目次

1	日野市における行政評価の概要	1
(1)	行政評価の目的	1
(2)	評価の方法	2
(3)	各年度の行政評価の流れ	4
(4)	今年度の評価対象の選定基準	5
2	評価結果	6
(1)	ひとり親家庭家賃助成	7
(2)	福祉タクシー助成	8
(3)	自動車ガソリン助成	9
(4)	高齢者食事宅配サービス業務委託料	10
(5)	高齢者民間住宅家賃助成	11
(6)	ファミリー・サポート・センター事業	12
(7)	(参考)在宅高齢者ケアサービス	13
(8)	保証協会保証料補助金（商工金融対策経費）	14
(9)	融資斡旋利子補給金（商工金融対策経費）	15
(10)	ひのうまいもん大図鑑（日野の魅力活用・発信プロジェクト事業補助金）	16
(11)	就学援助経費	17

1 日野市における行政評価の概要

行政サービスは、絶えず変化する社会情勢や技術、社会的資源、環境などに柔軟に適合させた上で、効率的かつ効果的に提供できるよう、不断の見直しが求められます。

各事業は、所管部署において自発的に見直しがなされています。しかし、異なる視点（市民や他部署の職員の目線）から客観的に事業を評価することが、より多くの気づきを得ることにつながり、また、それによって事業をより良い方向性や内容に改めることが可能となります。

そこで、日野市では、「行政評価システム」という制度により、市民委員のご意見もいただきつつ、組織全体で事業の見直しを毎年度実施しています。

(1) 行政評価の目的

市政に関し、限りある経営資源（税収を始めとした財源、人員、施設、情報）を効率的に活用し、最大の効果を得ることを目的としています。

時代の変化とともに市民等の需要に的確に応えることができなくなった事業を抜本的に見直し、市政全体の最適化の観点から、経営資源を優先度の高い事業へとシフトします。また、必要性が失われていない事業については、より効果的な事業内容・より効率的な手法に刷新を図ります。

① 地方自治法の要請「最少の経費で最大の効果」

地方自治法第2条第14項には、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されています。

② 財政再建・行財政改革の改革対象事業として

令和4年12月に策定した『財政再建計画・第6次行財政改革大綱実施計画』においても、改革対象事業として、位置づけています。

③ 内部統制の目的「業務の効率的かつ効果的な遂行」

また、日野市では、地方自治法第150条第2項に基づき令和3年8月23日に『日野市内部統制基本方針』を定め、内部統制制度を導入しました。基本方針には、総務省が平成31年3月に発出した『地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン』に示される内部統制の目的のうちの一つである「業務の効率的かつ効果的な遂行」に対応し、「行政評価システム」に取り組むよう定めています。

(2) 評価の方法

評価対象として選択した事業について、評価の視点（必要性・有効性・効率性）ごとに、数値化して評価を行い、総合評価（今後の方向性）を判定します。

評価は3段階で実施します。事業所管部署による「所管部署評価」、市民評価委員会による「市民評価」を踏まえ、行財政改革推進本部により最終的な評価として「本部評価」を実施します。

評価は事後評価で行いますので、対象は前年度実施した事務事業になります。

① 各主体別評価の内容

<所管部署評価>

事業に熟知している所管部署が、自ら評価を行います。

<市民評価>

市からサービスの提供を受け、かつ、税を負担する市民の目線からの評価・意見を取り入れるため、公募による市民等で組織された市民評価委員会により実施する評価です。市民評価委員会は、対象事業に関する資料や所管部署へのヒアリング等を行い、評価結果を「市民評価委員会意見書」として市長に提出します。

<本部評価>

所管部署評価・市民評価の結果を踏まえて、行財政改革推進本部が実施する評価です。この評価により、対象事業の今後の方向性を確定します。

② 採点方法

- i. 各評価者は、各事業に関して、3つの「評価の視点」（必要性・有効性・効率性）毎に「評価点数の考え方」に基づき5段階（1点から5点）で点数化します。



- ii. 市民評価では、各委員の評価結果（点数）の平均を市民委員会としての点数としています。本部評価では、各委員の評価結果（点数）を評価者の職層別に重みづけを行った上で、加重平均の結果を本部としての評価としています。



- iii. 3つの「評価の視点」の点数の組み合わせにより、「総合評価の判定基準」から総合評価（今後の方向性）が自動的に判定されます。

【評価の視点】

必要性	「市民が主役のまちづくりのために市が行う必要があるのか」 ・税金を使って市が実施すべき公共性の高い事業か ・時代の変化に適合した事業か ・多くの市民が望む事業か
有効性	「事業の成果をより高めることができたか」 ・事業成果は上がっているか ・さらに事業成果を向上する余地はないか ・事業の有効性が薄れていないか
効率性	「事業の成果を維持してムダなく効率的に展開できたか」 ・委託料や調達コストの削減に努めているか ・類似した事業と統合できないか ・事業を継続的に行うための財源確保の工夫をしているか

【評価点数の考え方】

採点	判定基準
5点	非常に優れている。最大限の取り組みがなされている
4点	最高点まではいかないが、良い取り組みがなされている
3点	可もなく不可もなく。悪くはないが、褒めるべき点もない
2点	必要な水準には若干不足している
1点	必要な水準に全然足りていない。抜本的な改革が必要

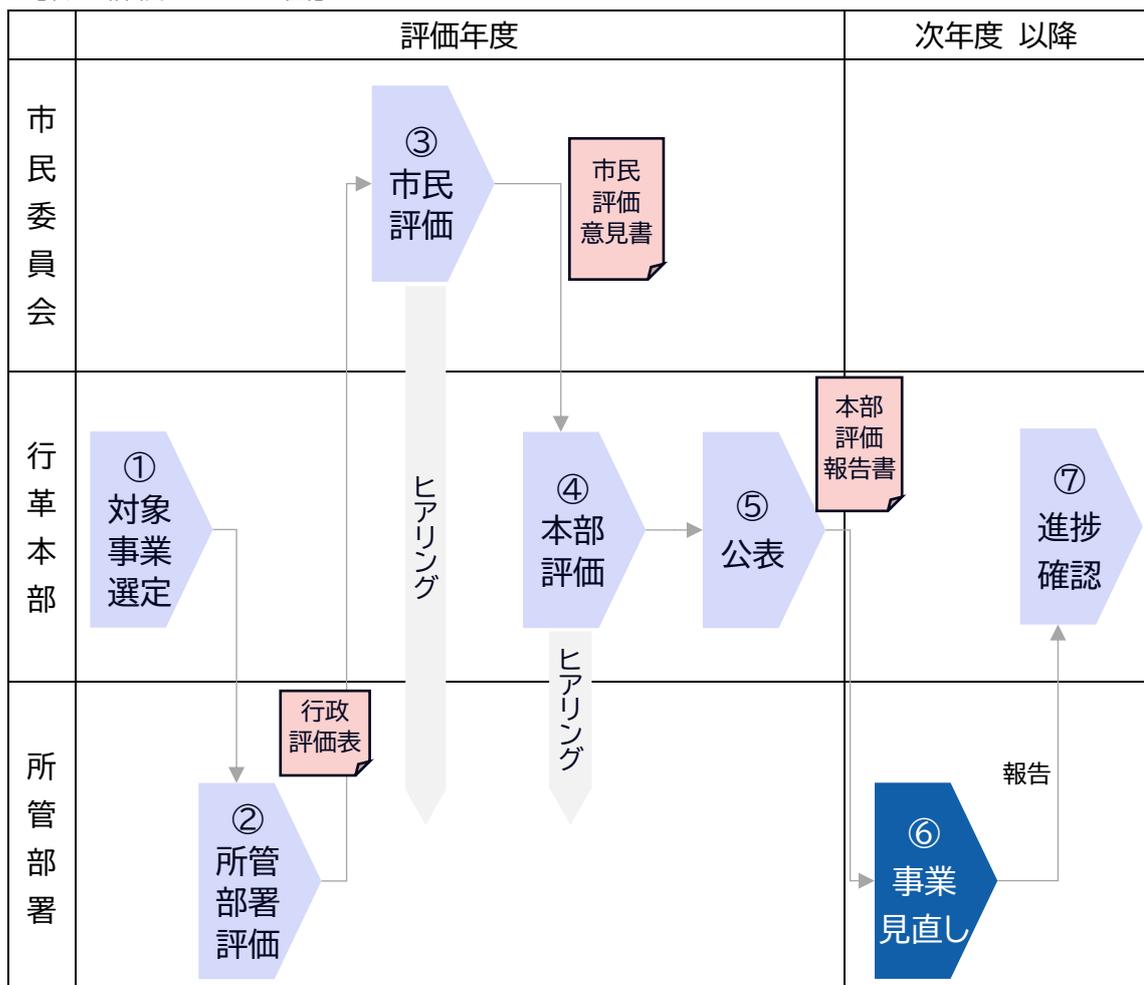
【総合評価の判定基準】

評価	今後の方向性	判定基準
A	拡大・充実	「必要性」「有効性」「効率性」のうち2項目が5点で、他の1項目が4点以上
B	維持・継続	「必要性」が3点以上で、「有効性」「効率性」が4点以上（上記A「拡大・充実」に該当するものは除く）
C	効率性を改善	「必要性」が3点以上かつ「有効性」が4点以上で、「効率性」が3点以下
D	有効性を改善	「必要性」が3点以上かつ「効率性」が4点以上で、「有効性」が3点以下
E	効率性・有効性を改善	「必要性」が3点以上かつ「有効性」「効率性」の一方が3点で、もう一方が3点以下
F	抜本的見直し	・「必要性」が3点以上で、「有効性」「効率性」が2点以下 ・「必要性」が2点で、「有効性」と「効率性」が両方とも4点以上
G	休止・廃止	上記に該当するもの以外全て

(3) 各年度の行政評価の流れ

- ① 対象事業を、行財政改革推進本部で選定します。
- ② (所管部署評価) 所管部署において、対象事業を評価します。
- ③ (市民評価) 市民評価委員会において、各所管部署の評価結果及び参考資料を踏まえ、所管部署に対しヒアリングを行い、対象事業を評価します。
委員会としての評価結果は、『日野市行政評価システム市民評価委員会意見書』としてまとめ、市長へ報告します。
- ④ (本部評価) 市民評価の結果を踏まえ、行財政改革推進本部の構成員のうち理事者及び企画部職員により所管部署に対しヒアリングを行い、対象事業の評価案を作成します。
評価案を行財政改革推進本部で検討し、最終評価案として確定した後、市長決裁により決定します。
- ⑤ 本部評価と市民評価の結果を公表します。また、各所管部署に結果を伝えます。
- ⑥ 所管部署において、評価結果を踏まえた各事業の見直しを行います。
- ⑦ 行革本部において、事業の見直しの進捗を確認します。

【行政評価のフロー図】



(4) 今年度の評価対象の選定基準

財政非常事態宣言下という厳しい財政状況を念頭に、社会情勢や市民ニーズ等の変化を考慮し、次に掲げる3点を特に評価・検証を行うと思われる事業を選定しました。見据え、庁内調査を踏まえ、11事業（予算科目上は14事業）を対象としました（うち、市民評価は7事業。なお、在宅高齢者ケアサービス事業は、ファミリー・サポート・センター事業の評価のために関連事業として取り上げたが、当該事業の評価は行っていない）。

① 庁内調査により対象とした事業

令和3年度に各部署に対し実施した調査の結果、所管部署より評価対象として挙げられた事業（2事業）

② その他の対象事業

令和4年度予算額が1000万円以上かつ特定財源のない委託料・扶助費・補助金のうち、財政非常事態宣言下という厳しい財政状況を念頭に、社会情勢や市民ニーズ等の変化を考慮の上、市長が選定した事業（8事業）

③ 関連事業

①及び②の事業と関連の見直しに関連する事業（1事業）

2 評価結果

【評価結果 一覧】

事業名（予算書掲載順）	本部評価	市民評価	所管部署評価
(1)ひとり親家庭家賃助成	D:有効性を改善	C:効率性を改善	B:維持・継続
(2)福祉タクシー助成	C:効率性を改善	C:効率性を改善	C:効率性を改善
(3)自動車ガソリン助成	C:効率性を改善	E:効率性・有効性を改善	C:効率性を改善
(4)高齢者食事宅配サービス業務委託料	F:抜本的見直し	F:抜本的見直し	F:抜本的見直し
(5)高齢者民間住宅家賃助成	E:効率性・有効性を改善	B:維持・継続	B:維持・継続
(6)ファミリー・サポート・センター事業	E:効率性・有効性を改善	—	E:効率性・有効性を改善
(7)(参考)在宅高齢者ケアサービス	—	—	—
(8)保証協会保証料補助金（商工金融対策経費）	D:有効性を改善	—	B:維持・継続
(9)融資斡旋利子補給金（商工金融対策経費）	D:有効性を改善	—	B:維持・継続
(10)ひのうまいもん大図鑑（日野の魅力活用・発信プロジェクト事業補助金）	E:効率性・有効性を改善	B:維持・継続	B:維持・継続
(11)就学援助経費	E:効率性・有効性を改善	C:効率性を改善	B:維持・継続

各事業に関する評価結果の詳細は次頁以降を参照。

(1)ひとり親家庭家賃助成

所管部署	健康福祉部 セーフティネットコールセンター		
事業概要	児童扶養手当を受給し、高校生相当年齢の子がいる民間賃貸住宅に住むひとり親世帯に対し家賃の一部(月額上限1万円)を助成するもの。 【実績】実利用世帯数 85 世帯(令和3年度)		
事業開始	平成29年度	令和3年度決算額	9,619,581円

①評価

評価種別	総合評価(今後の方向性)		必要性	有効性	効率性
本部評価	D	有効性を改善	4	3	4
市民評価	C	効率性を改善	5	4	3
所属部署評価	B	維持・継続	4	4	4

②意見

検討ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 対象要件の見直しの要否 ➢ 他の子育て関連施策との総合的な検討
改善提案	<p>(ア)対象要件として、家賃の上限設定を検討願います(市が捕捉できない所得を得て高所得である可能性)。</p> <p>(イ)対象世帯の生活実態や、支給額の根拠及び効果について整理願います(ひとり親家庭の平均家賃約7万円と生保基準約6万円との差1万円を助成しているなど)。</p> <p>(ウ)長期的な課題として、次の事項の検討も考慮してください。</p> <p>A) 現金給付事務の効率化と、窓口相談サービスのDX化を。例として、児童扶養手当の流れに組み込む検討を。(コロナ対策の一環で、過去に児童扶養手当受給者を対象に上乗せ給付を実施した実績を参考に。)</p> <p>B) 東京都の子育て世帯への支援制度(月5000円)や、日野市高校生奨学金(月10000円)など、他の子育て等支援策との併給をした結果、非受給者との公平性が確保されているか、客観的な情報の収集分析を踏まえた検証が必要と考えます。加えて、国や都により、子育て支援策の拡充も予定されていますので、この併給による影響も考慮に入れる必要があります。</p>
その他意見	(ア)「こどもの貧困」対策として、必要な施策であると評価しています。

(2) 福祉タクシー助成

所管部署	健康福祉部 障害福祉課		
事業概要	<p>バス、電車の公共交通機関を利用することが困難な障害者の社会参加、日中活動を支援するため、タクシー利用料金の一部を助成することにより、障害者の社会生活の向上を図り、福祉の増進を図る。</p> <p>【対象者】 身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度(施設入所者を除く)</p> <p>【助成内容】 身体障害者手帳1級、愛の手帳1度→96枚/年(28,800円)、 身体障害者手帳2・3級、愛の手帳2・3度→72枚/年(21,600円)</p> <p>【対象者数】 2,054人</p>		
事業開始	昭和50年度	令和3年度決算額	32,498,400円

①評価

評価種別	総合評価（今後の方向性）		必要性	有効性	効率性
本部評価	C	効率性を改善	4	4	2
市民評価	C	効率性を改善	4	4	3
所属部署評価	C	効率性を改善	4	4	3

②意見

検討ポイント	<p>➤ 紙による支給であるため、券を受け取った事業所の事務負担が増加している。</p>
改善提案	<p>(ア)福祉タクシー助成と自動車ガソリン費助成を「移動支援手当」として一本化して制度を再構築してはどうか。利用者、事業者、市の3者にとって使いやすさや事務効率性、更には移動できない障害者に対する給付水準の公平性の向上が期待できます。</p> <p>A) 精神障害者一級を支援対象として含めるなど、支給対象の拡大を検討するにあたっては、対象者のニーズを把握した上で判断してください。</p> <p>B) 支給方法・額などについても、対象者のニーズや支給実績などを踏まえ、丁寧な制度設計をお願いします。</p> <p>(イ)現状のチケット方式を維持するのであれば、紙チケットから、デジタルを利用した手段を既存のデジタルツール(マイナンバーカードとスイカの連携、ミライロアプリなど)で検討いただきたい。</p>
その他意見	<p>(ア)統合するとした場合、現制度の執行率を見ると、タクシー助成<ガソリン助成という状況なので、手当の額をどう設定するかが課題。また、手当が実際に移動支援の役に立っているか、アンケート等で確認できるようにしておくのが望ましい。</p>

(3) 自動車ガソリン助成

所管部署	健康福祉部 障害福祉課		
事業概要	<p>バス、電車の公共交通機関を利用することが困難な障害者の社会参加、日中活動を支援するため、自動車のガソリン給油費の一部を助成することにより、障害者の社会生活の向上を図り、福祉の増進を図る。</p> <p>【対象者】 身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度のうち自動車税の減免対象となる方（施設入所者を除く）</p> <p>【助成内容】 身体障害者手帳1級、愛の手帳1度→48枚/年(28,800円)、 身体障害者手帳2・3級、愛の手帳2・3度→36枚/年(21,600円)</p> <p>【対象者数】 1,182人</p>		
事業開始	昭和 54 年度	令和 3 年度決算額	28,270,800 円

①評価

評価種別	総合評価（今後の方向性）		必要性	有効性	効率性
本部評価	C	効率性を改善	4	4	2
市民評価	E	効率性・有効性を改善	4	3	3
所属部署評価	C	効率性を改善	4	4	3

②意見

検討ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ガソリン券を利用できる事業所（現在3か所）が少ないため、新たな給油所を増やす必要がある。 ➢ 紙による支給であるため、券を受け取った事業所の事務負担が増加している。
改善提案	<p>(ア)福祉タクシー助成と自動車ガソリン費助成を「移動支援手当」として一本化して制度を再構築してはどうか。利用者、事業者、市の3者にとって使いやすさや事務効率性、更には移動できない障害者に対する給付水準の公平性の向上が期待できます。</p> <p>A) 精神障害者一級を支援対象として含めるなど、支給対象の拡大を検討するにあたっては、対象者のニーズを把握した上で判断してください。</p> <p>B) 支給方法・額などについても、対象者のニーズや支給実績などを踏まえ、丁寧な制度設計をお願いします。</p> <p>(イ)現状のチケット方式を維持するのであれば、紙チケットから、デジタルを利用した手段を既存のデジタルツール(マイナンバーカードとスイカの連携、ミライロアプリなど)で検討いただきたい。</p>
その他意見	<p>(ア)統合するとした場合、現制度の執行率を見ると、タクシー助成<ガソリン助成という状況なので、手当の額をどう設定するかが課題。また、手当が実際に移動支援の役に立っているか、アンケート等で確認できるようにしておくのが望ましい。</p>

(4) 高齢者食事宅配サービス業務委託料

所管部署	健康福祉部 高齢福祉課		
事業概要	<p>日中独居や高齢者だけの世帯で見守りが必要な高齢者に対し、バランスの良い食事を宅配、手渡しで提供することで、身体の様子等を確認しながら見守る。</p> <p>【委託先】</p> <p>昼食 日野市社会福祉協議会(更に4法人に再委託)</p> <p>夕食 NPO 法人1法人</p> <p>【利用者負担額(1食)】</p> <p>昼食 450円(市負担579円。合計1,029円)</p> <p>夕食 840円(市負担175円。合計1,015円)</p> <p>【対象者】 高齢者のみの世帯で、病気等のため買い物や調理が困難な方</p> <p>【利用可能回数】</p> <p>月曜日から土曜日(週6日)に配食(希望により、日曜日も対応する場合あり)。</p> <p>【利用実績(令和3年度)】</p> <p>延べ利用者数:年5,372人(月平均447.7人)</p> <p>年79,142食(昼食58,547食+夕食20,595食)</p>		
事業開始	昭和62年度	令和3年度決算額	38,173,249円

①評価

評価種別	総合評価(今後の方向性)		必要性	有効性	効率性
本部評価	F	抜本的見直し	3	2	2
市民評価	F	抜本的見直し	3	2	2
所属部署評価	F	抜本的見直し	3	2	1

②委員会意見

検討ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 増え続ける高齢者に比例し対象者が増加する中、市単独補助金のため、財政負担が年々重くなっている。 ➢ 民間事業者の参入も増え、行政の役割として、継続の是非
改善提案	<p>(ア)抜本的な見直しをお願いします。民間配食サービスが充実している中、市が実施する必要性は薄れてきています。</p> <p>(イ)具体的な見直しにあたっては、次を参考に検討願います。</p> <p>A) 見直しを段階的に進める方法も考えられます。現サービス事業者の課題を確認して、廃止の前に民間サービスも利用できるスキームを検討してください。</p> <p>B) 民間事業者や団体に利用者の自己負担額を引いた額を市が補填する制度への移行が考えられます。民間サービスの単価を見ても、現状の自己負担額450円よりは高い価格設定となっています。現行サービスの1食単価が1029円であるのに対し、他の民間サービスの1食単価は540円~700円であり、自己負担額450円で他の事業者による配食サービスも利用できるような制度にすれば、単純計算で年間1900万円~2800万円程度の費用節減が期待できます。</p> <p>C) 対象者の要件を見直してはどうでしょうか(要介護度、所得など)。</p>
その他意見	<p>(ア)見直しに当たっては、現在、事業を実施している福祉法人等と丁寧な調整を行いながら検討を進めてください。</p> <p>(イ)介護保険制度の支援との整理をお願いします。</p>

(5) 高齢者民間住宅家賃助成

所管部署	健康福祉部 高齢福祉課		
事業概要	民間賃貸住宅に居住する低所得である高齢者に対し、家賃の1/3(上限月 10,000円)を助成する。 【所得要件】生活保護基準の1.3倍 【利用世帯数】170世帯(令和3年度実績)		
事業開始	平成3年度	令和3年度決算額	17,965,036円

①評価

評価種別	総合評価(今後の方向性)		必要性	有効性	効率性
本部評価	E	効率性・有効性を改善	3	3	3
市民評価	B	維持・継続	4	4	4
所属部署評価	B	維持・継続	4	4	4

②意見

検討ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象要件の見直しの要否
改善提案	<p>(ア)見直しに当たっては、適正かつ公平な制度運用となるよう、高齢者の居住実態や所得水準、家賃相場、他自体の動向などを把握し、対象要件の見直しを行ってください。</p> <p>(イ)対象要件に関して、家賃上限や資産(申告制)などの導入に向け見直しをお願いします。</p> <p>住宅施策というよりは、経済的支援の側面が大きい事業。高齢者向けの経済支援を考えると、高齢者の中には生活資金としての蓄えが十分にある方もいることから、収入のみを要件とすることの妥当性については、慎重に検討を要します。現に、家賃が高額な賃貸マンションに居住している方が対象となっている事例の報告もありました。</p>
その他意見	<p>(ア)同様の制度は26市中4市のみとのこと。</p> <p>(イ)他の住宅施策とのバランスで支援のあり方を検討・再構築願います。</p>

(6) ファミリー・サポート・センター事業

所管部署	子ども部 子ども家庭支援センター		
事業概要	<p>育児・家事等の支援を受けたい者と提供したい者を組織化し、市民相互で互いに助け合う有償ボランティア活動。</p> <p>子育てや家事等を地域で相互援助するため、援助を受けたい人と支援を行いたい人が会員となり、ファミリー・サポート・センターが仲介して、サービスを提供する事業。地域のつながりの中で仕事と育児の両立支援、家事と介護の両立支援等を実現する。</p> <p>【対象者】市内在住の援助が必要な方 【利用者負担】850 円/時(同額が提供会員への謝礼金となる。) 【委託先】NPO 法人市民サポートセンター日野 【実利用件数】6,143 件(令和 3 年度実績)</p>		
事業開始	平成 13 年度	令和 3 年度決算額	24,345,750 円

①評価

評価種別	総合評価 (今後の方向性)		必要性	有効性	効率性
本部評価	E	効率性・有効性を改善	4	3	2
市民評価	-	-	-	-	-
所属部署評価	E	効率性・有効性を改善	3	3	2

②委員会意見

検討ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市民同志の相互援助活動については、日社協においても在宅高齢者ケアサービス事業を実施。高齢者援助については内容が重複し、共に提供会員の伸び悩みを課題としている。 ➢ 家事支援、高齢者支援については、高齢福祉課所管の介護予防・日常生活支援総合事業や、在宅高齢者ケアサービス事業等と目的や事業内容が重複している。 ➢ 受託者は前身の事業から長期にわたり本事業を実施しているため、競争原理が働いておらず、コストが適切か不明である。
改善提案	<p>(ア) 高齢者福祉に該当する施策をこども家庭支援センターが所管していることは、組織権限との乖離等の理由から、見直しが必要です。</p> <p>(イ) ファミリー・サポート・センター事業のうち、高齢者を対象とした家事支援については、高齢福祉課の所管事業との統合や移管を検討してください。補助金の新設または既存補助金(在宅高齢者ケアサービス)の変更などにより補助することも一案として考えられます。</p> <p>(ウ) 検討に当たっては、制度の利用しやすさと財源活用も考慮してください。</p>

(6) ファミリー・サポート・センター事業

その他 意見	<p>(ア)高齢者支援事業のあり方と合わせ、事業者との関係を長期的な視点で考えていくことも必要です。</p> <p>(イ)在宅高齢者ケアサービス、互近所サービスちょこすけ(住民主体型介護予防・生活支援サービス事業)、シルバー人材センターのサービス、民間の家事サービス支援などとのすみ分け、や介護保険サービス、地域包括支援センターとの役割など、在宅高齢者向けのサービス事業の再整理が必要と感じます。</p> <p>(ウ)「互近助サービスちょこすけ」は介護保険の地域支援事業に位置付けられ、もっとも一般財源の比率が低い財源構成で実施されており、サービスの持続性の観点から優位性があります。ファミリー・サポートセンター事業や、在宅高齢者ケアサービス事業についても、順次地域支援事業へ移行していく(ちょこすけの実施団体を広げて利用者をちょこすけに誘導するとともに、段階的に縮小していくような対応を含む)のが望ましいと考えます。</p>
-----------	---

(7) (参考)在宅高齢者ケアサービス

所管部署	健康福祉部 高齢福祉課		
事業概要	<p>高齢者の日常生活に支援が必要な高齢者に対し、地域の人々が手助けをする住民参加型会員制福祉サービス。主に家事援助を中心とした身の回りの世話と簡単な介護が受けられる。</p> <p>【利用対象者】在宅で援助を必要とする 65 歳以上の高齢者(市内居住者)</p> <p>【利用料金】1,000 円/時(同額を協力会員に活動費として支払)</p> <p>【会費】利用会員:年 1200 円、協力会員:年 1200 円</p> <p>【利用者数】474 人(令和 3 年度実績。延べ 5,661 件)</p>		
事業開始	昭和 62 年度	令和 3 年度決算額	24,770,000 円

①評価

評価種別	総合評価 (今後の方向性)		必要性	有効性	効率性
本部評価	—	—	—	—	—
市民評価	—	—	—	—	—
所属部署評価	—	—	—	—	—

②委員会意見

検討ポイント	<p>➤ 増え続ける支援が必要な高齢者に対し、援助する協力員が不足している。</p>
改善提案	<p>※「(6) ファミリー・サポート・センター事業」を参照してください。この事業はファミリー・サポート・センター事業の評価のため、関連する事業であることから参考までに掲載しています。</p>
その他意見	同上

(8) 保証協会保証料補助金（商工金融対策経費）

所管部署	産業スポーツ部 産業振興課		
事業概要	<p>市内の中小企業事業者に対して、日野市中小企業事業資金融資あっせん条例に基づき、市場より低い金利で金融機関へ運転資金、設備資金、開業資金等の融資あっせんを行う。</p> <p>制度利用者に対しては、保証協会保証料の1/2の補助を行う。</p> <p>【補助率】1/2</p> <p>【対象者】</p> <p>法人の場合：市内に主たる事業所を有し、1年以上同一場所で同一事業を営んでいる中小企業。市税の納税義務者であって、納期の過ぎている市税を完納していること。</p> <p>【融資限度額】</p> <p>運転資金 2,500万円 5年以内(1,000万円超の場合は7年以内)</p> <p>設備資金 3,000万円 7年以内(1,500万円超の場合は10年以内)</p> <p>運転設備 3,500万円 84カ月(7年以内)</p> <p>【借入金利】長期プライムレート(令和4年12月現在、1.25)－0.3%＝0.95%</p> <p>【利子補給】1.5%以内</p> <p>【令和3年度実績】新規262件(累積2,498件。利子補給受給者数)</p>		
事業開始	昭和57年度	令和3年度決算額	22,520,054円

①評価

評価種別	総合評価（今後の方向性）		必要性	有効性	効率性
本部評価	D	有効性を改善	3	3	4
市民評価	－	－	－	－	－
所属部署評価	B	維持継続	4	4	3

②委員会意見

検討ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 制度の有効性の判断
改善提案	(ア)多くの市が保証料補助を実施している中、平均的な内容で実施している状況は認められる一方で、各市が異なる条件で制度運用しているため、日野市の制度が有効的なのかを検証することが必要と考えます(例：新規の開業数や、この制度を利用した事業者とそうでない事業者との売り上げの伸び、またこれらのデータの他市比較など)。
その他意見	(ア)中小企業支援として、必要な施策であると評価しています。

(9) 融資斡旋利子補給金（商工金融対策経費）

所管部署	産業スポーツ部 産業振興課		
事業概要	<p>市内の中小企業事業者に対して、日野市中小企業事業資金融資あっせん条例に基づき、市場より低い金利で金融機関へ運転資金、設備資金、開業資金等の融資あっせんを行う。</p> <p>制度利用者に対しては、年利1.5%以内の利子補給をする。</p> <p>【利子補給】 1.5%以内</p> <p>【対象者】</p> <p>法人の場合：市内に主たる事業所を有し、1年以上同一場所で同一事業を営んでいる中小企業。市税の納税義務者であって、納期の過ぎている市税を完納していること。</p> <p>【融資限度額】</p> <p>運転資金 2,500万円 5年以内(1,000万円超の場合は7年以内)</p> <p>設備資金 3,000万円 7年以内(1,500万円超の場合は10年以内)</p> <p>運転設備 3,500万円 84カ月(7年以内)</p> <p>【借入金利】 長期プライムレート(令和4年12月現在、1.25)－0.3%＝0.95%</p> <p>【令和3年度実績】 新規262件(累積2,498件。利子補給受給者数)</p>		
事業開始	昭和57年度	令和3年度決算額	34,827,162円

①評価

評価種別	総合評価（今後の方向性）		必要性	有効性	効率性
本部評価	D	有効性を改善	3	3	4
市民評価	－	－	－	－	－
所属部署評価	B	維持継続	4	4	3

②委員会意見

検討ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 給付水準の妥当性
改善提案	<p>(ア)給付水準(利子補給の率、融資限度額)については、一部を自己負担(他市並みの水準)とするよう検討をお願いします。日野市以外の実施市の全てにおいて自己負担が存在します。</p> <p>(イ)目的にある市内中小企業の経営の安定、継続的な事業運営への効果を検証し、可視化をお願いします。</p> <p>(ウ)他市との比較を行い、限度額、本人負担の日野市としてのあり方を確認願います。</p> <p>(エ)制度の方向性を見直し、運転資金については本人負担の利率・上限額を他市並みとし、設備・開業資金へ重点をシフトするのも一案として検討してはいかがでしょうか。</p>
その他意見	<p>(ア)見直しをする場合、運転資金の本人負担ゼロを改めることの影響、資金あっせんのこれまでの経過、背景を整理してください。</p> <p>(イ)金利が上昇する気配がある中、長プラ連動であっても1.5%を超える可能性があると思われます。その際、「今までも実質無利子だったから」という理由で実質無利子を継続する(利子補給の率を上げる)ことの無いようにしていただきたい。”</p>

(10) ひのうまいもん大図鑑（日野の魅力活用・発信プロジェクト事業補助金）

所管部署	産業スポーツ部 産業振興課		
事業概要	<p>市内の商業者の商品を日野の魅力発信の貴重な資源として、市民や来訪者に PR する事業を行い、地域の活性化を図る。</p> <p>市民レポーター制度を導入し、市民の人目線の飲食店マップを作成。</p> <p>冊子だけでなく、WEBで飲食店の紹介動画やホームページの充実を行うことで、WEBでの情報発信にも力を入れている。</p> <p>【補助対象者】うまいもん大図鑑制作委員会(商工会、金融機関、市内事業者)</p> <p>【冊子配布先】市運営施設、掲載店舗</p> <p>【実績】</p> <p>令和3年度 デジタルを活用したスタンプラリーイベントの実施。参加47店舗</p> <p>令和2年度 冊子印刷:12,000部(掲載店舗数:122店舗)</p>		
事業開始	平成 24 年度	令和 3 年度決算額	2,000,000 円

①評価

評価種別	総合評価（今後の方向性）		必要性	有効性	効率性
本部評価	E	効率性・有効性を改善	3	3	3
市民評価	B	維持・継続	4	4	4
所属部署評価	B	維持・継続	4	4	4

②意見

検討ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 民間のWEBサービスが存在する中での必要性 ➢ 市の関与の在り方
改善提案	<p>(ア)市が実施すべき「必要性(公共性)」について、整理をお願いします。</p> <p>(イ)商工会や観光協会、市民レポーターが主体となり作成する方法への転換を検討願います。</p> <p>(ウ)経費の削減(掲載店舗の費用負担、広告収入)の工夫をお願いします。</p> <p>(エ)利用者の件数・要望・効果を把握し、検証願います(クーポン券やQRコードでのアンケート等)。飲食店のメリットが見える化されれば、飲食店にとっても、費用的な負担を含め、積極的にこの事業に関与する動機づけになると思われれます。</p>
その他意見	<p>(ア)日野市内の飲食店の魅力を十分に引き出していると評価します。</p> <p>(イ)WEBでの展開は、大手事業者が圧倒的に優位なので、そこと競争することに意味はない。冊子をベースに事業を展開してください。</p>

(11) 就学援助経費

所管部署	教育部 庶務課、学校課		
事業概要	<p>経済的理由によって就学が困難と認められる児童の保護者に対して必要な経費の援助を行う。</p> <p>【対象要件(準要保護者)】 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減税、児童扶養手当法第 4 条に基づく児童扶養手当の支給、保護者の総所得金額が、生活保護基準(第 68 次)の 1.3 倍未満の世帯など</p> <p>【支給費目】 (1)学用品費、(2)通学用品費、(3)通学費、(4)新入学児童生徒学用品費、(5)校外活動費、(6)移動教室費、(7)修学旅行費、(8)体育実技用具費、(9)入学準備金、(10)入学時学用品費、(11)卒業アルバム代、(12)医療費、(13)学校給食費</p> <p>【認定者数】 小学校1,010人、中学校 602 人 【認定率】 小学校 10.79%、中学校 14.11%</p>		
事業開始	昭和 22 年度*	令和 3 年度決算額	162,739,459 円

①評価

評価種別	総合評価 (今後の方向性)		必要性	有効性	効率性
本部評価	E	効率性・有効性を改善	4	3	3
市民評価	C	効率性を改善	5	4	3
所属部署評価	B	維持・継続	4	4	4

②意見

検討ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 給付水準の妥当性 ➤ 対象要件の妥当性
改善提案	<p>(ア)支給対象費目・支給額等については、毎年度見直しを行っているとのこと。引き続き、経済状況、他自治体の動向などを参考に定期的に見直しを行ってください。</p> <p>(イ)対象要件については、子育て支援の観点から、現時点では妥当と考えますが、長期的には、次の観点から、経済状況、他自治体の動向などを参考に見直しをお願いします。</p> <p>A) 法律に基づいた、経済的に困難な方向への支援施策。であるからこそ、26 市の中で経済的に困難とする判断(収入・所得)基準にバラつきがあることに非常に違和感があります。区域外就学など、市域を越境して通学する制度もあるため、26 市や近隣する自治体とは基準を合わせる検討をするべきではないでしょうか。また、そうすることで事務の効率性に寄与する部分も出てくるものと思われます。</p> <p>B) 他の子育て等支援策との併給をした結果、非受給者との公平性が確保されているか、客観的な情報の収集分析を踏まえた検証が必要と考えます。加えて、国や都により、子育て支援策の拡充も予定されていますので、この併給による影響も考慮に入れる必要があります。</p> <p>(ウ)事務処理の効率化については改善を図る工夫をお願いします。紙申請と並行して電子申請での受付も検討してください。</p>
その他意見	—

令和4年度（2022年度）
日野市行政評価結果報告書

作成日：令和5年（2023年）3月22日

作成：日野市企画部企画経営課

〒191-8686

東京都日野市神明1-12-1 日野市役所

電話：042-585-1111（代表）

ご連絡先

電話：042-514-8069（企画経営課）

F A X：042-581-2516

E-Mail：tokku@city.hino.lg.jp
